

コメント

環太平洋地域において移動する人びとの権利

大津留(北川)智恵子

はじめに

本シンポジウム「移民・難民・市民権——環太平洋地域における国際移民」は、アジアから北アメリカに移動する人びとをめぐるヘンリー・ユ-氏とイェン・エスピリテユ氏の二つの報告と、太平洋をはさんだ日本において歴史的に、また今日の国際移民がどのように受け入れられているかをめぐる柏崎千佳子氏と山下晋司氏の報告から構成されている。

北アメリカへの人の移動をめぐる報告が「移動する人びと」に重点を置いているのに対し、日本への人の移動をめぐる報告は「受け入れ社会」により重点が置かれており、地理的には対称的な報告でありながらも、議論そのものは必ずしも対称性をなすわけではない。それは取りも直さず、日本という社会の閉鎖性と人の移動を前提とする北アメリカの対照的な特徴を描き出しているとも言える。

人の移動は自発的にも非自発的にも生じる。たとえ自己実現の可能性を引き出すための自発的な移動であっても、移動の過程や新しい環境に定着していく中で、移動する人には移動しない場合とは異なる脆弱性が生じる。同時に、21世紀の今日においては、脆弱性を放置することは許されず、普遍的な人権の議論の枠組みの中で対応が試みられている。

人の移動をめぐるのは、国民の福利厚生を担う国家の責任、民主主義における統治と被統治の関係、国際経済の構造的な暴力とネオリアリズムの自己責任論、戦略的に張り巡らされた軍事基地ネットワークの存在、そして人びとのアイデンティティの揺らぎなど、想像を超える範囲の問題が人の移動の背景に作用している。場所も観点も異なる4つの報告を重ね合わせることで、人の移動に備わる非常に複雑な側面を見出すことができる。

以下、まずは個々の報告について論点を整理し、その上でシンポジウム全体の意義について論じていきたい。

1. 太平洋国家としてのカナダの出現と移民・市民権の変容

ユ-報告は、ヨーロッパによる植民地という歴史的背景から、大西洋国家として発展してきたカナダが、1970年代からのアジア系移民の増大に伴い、特に西海岸において太平洋国家としての特徴を強めてきたことを概観する。その上で、カナダ国籍を持ちながらも一定地域に集住するアジア系がカナダの外側として認識されている現状と、今後カナダがどのようにしてアイデンティティの中に多文化な現状を包摂していくことができるかについて論じている。

そもそも、アジア系の移民が増大した契機は1967年の移民法改正であり、これは1965年のアメリカの移民法改正と同様に、ヨーロッパ優先の移民政策を離れて、人種にかかわらずなくカナダにとって有益な人材を確保しようとするものであった。こうした機会を活用したのがアジア系で、特にディアスポラが数多く存在する中国人は、教育や医療などの観

点から、ライフサイクルの中で最も適した場所に住むという戦略的な移動を行なっている。さらには、カナダ生まれの間でも同様の戦略的な移動が行なわれており、香港には25万人ものカナダ人が居住しているという。

アメリカの公民権運動の対立とは異なり、カナダにおける多文化主義への移行はほとんど抵抗なく行なわれ、それは一般にカナダが高く掲げた人権の理念のためであると言われる。しかし、それまでに非白人の存在があまりにも周縁化され、多文化主義によっても実質的に白豪主義に影響を及ぼさないほどであった点をユー氏は指摘している。1970年代からのアジア系の急増は、こうした状況を一変させる。

歴史を振り返ると、カナダが白豪主義によって非白人を排除する以前には、環太平洋地域での人の移動は盛んであった。カナダの移民政策の転換は非白人に門戸を再開したという意味で、アジア系の増大の一つの要因ではあるが、背景要因として環太平洋地域に人の移動のシステムが存在していることも指摘される。こうした歴史的経緯からも、今日のカナダの市民権を考える時、既に内側にいる者の目線からの「移入 (immigration)」ではなく、排除されてきた者をも含めた全ての人びとの目線からの「人の移動 (migration)」という枠組みで捉える必要があるとユー氏は指摘する。

現実としてカナダの国籍を持つアジア系が増し、太平洋国家としてのカナダの色合いが強まりながらも、白人の国としてのカナダのアイデンティティが保持され続けている。誰が、どのようにして共有できるカナダのアイデンティティを創造するのかという課題は、日本の多文化共生の直面する問題にも通じるものであろう。

2. 軍事化される難民——アメリカ、フィリピン、グアム、ヴェトナムを結ぶ軍事基地網

エスピリテュ報告は、学術的な意味を超えて心を衝く。サイゴン陥落により南ヴェトナムからアメリカ軍の手によって救出され、太平洋の島々を転々としながら最終的にアメリカ西海岸に収容された難民の中に、ほかならぬエスピリテュ氏自身がいたのである。その難民としての旅路を振り返り、ヴェトナム戦争の当事者であるアメリカ軍が、冷戦の戦略として環太平洋地域に張り巡らせた軍事基地網を用いながら、自らが生じさせた難民をアメリカ西海岸まで運ぶという、皮肉な展開に私たちの目を向けさせる報告である。

ヴェトナム戦争という人道的危機を作り出した軍事力が、ヴェトナム難民という人道的危機を救うために利用されることで、誤った戦争としてのヴェトナム戦争の記憶が良いものへと書き替えられる、という逆説的な展開が生じた。今日においても、アメリカ軍は人道的危機の救済に動員され続けているが、そうした危機に対して全く中立的ではなく、むしろ能動的に危機を生む立場にある。その意味で、ヴェトナム難民の辿った道筋を可視化することは、歴史的な皮肉としてやり過ごすことができない、学問的な意味をもった問いかけでもある。

さらに、難民の移動に用いられた軍事基地の中でも、アメリカ本国との支配・被支配の関係で最も弱い立場にあるグアムの基地が、他の基地とは不相応に大きな負担を強いられた。難民はアメリカ本土での受け入れが可能になるまでの間、収容能力を超えて受け入れを強要されたグアムのアンダーセン基地に留め置かれた。人道的な危機を救ったアメリカというポジティブな語りの背景から、アメリカが環太平洋地域で展開する軍事戦略に内在するネオコロニアリズムが浮かび上がってくるという指摘である。

もっとも、難民は受動的な被害者という立場に留まり続けたわけではない。アメリカに定住したヴェトナム難民は、共産主義に対峙する人びとというイメージを活用しながら、アメリカ政治において自らの利害を実現していく。同じような経験は、ラオスでCIAの作戦に協力し、祖国を離れなくてはならなくなったモン族においても見られる。アメリカの軍事的な支配の構造に組み込まれながらも、それを逆手に取って自己実現へとつないでいこうとする難民の強さも、アメリカの軍事主義のもう一つの副産物なのかもしれない。

3. 象徴的エスニシティの難しさ——比較の観点からみた日本の移民・同化・市民権

柏崎報告は、一転して日本の国内における多文化的要素の受け入れについて、最大のエスニック・マイノリティである在日コリアンに焦点を当てて論じていく。外見で区別がつかない在日コリアンは、アメリカで言われるところの象徴的エスニシティの立場を利用してきそうであり、実際には日本における国籍による差別との闘い、あるいは民族的アイデンティティを取り戻すために闘った歴史が、コリアンを「象徴的」なものではありえなくしてきた。在日コリアンにとって、民族的出自は日本社会における差別、不利益と結びつくものであり、同時に未解決の植民地主義と闘うための根拠でもあった。

近代国家として周辺地域を包摂し、また帝国として植民地支配を広げた日本は、決して単一民族国家ではなかったが、終戦とともに非日本民族を非日本人として排除することで、単一民族国家という神話が作られた。そうした神話は、非日本民族の帰化を容易に許さない高い壁として存在したし、逆に日本国籍を取ることは日本民族として同化することだという枠組みを形成した。そのため、民族的アイデンティティを保持したい在日コリアンに、国籍を変えずデニズンとして留まるという選択（「象徴的国籍」と柏崎氏は称する）を強いてきたことが指摘される。在日コリアンの選択には、アイデンティティだけではなく、冷戦の構造や、母国との関係という政治的な側面も働いていたと思われるが、在日コリアンの団体が同朋の国籍取得に対して危機感を持っていたことは確かである。

1989年の移民法改正により日本は多くのニューカマーを迎えたが、在日コリアンだけではなくニューカマーまでもが、「日本人」・「外国人」という二項対立の問題に直面した。日本人の子孫ならば日本語や日本文化を理解するはずだ、という誤解のもとに受け入れられた日系人は、「日本人」・「外国人」の二項対立に戸惑ったし、研修生などアジア人蔑視のもとに成り立つ制度で受け入れられた人びとが、外国人として自らのエスニシティに誇りを持つことなどは不可能だった。

しかし、こうした問題と同時に、より多様な人びとが社会の中に存在し、そうした矛盾が表面化することで、日本社会が変わる機会も提供しているのではないかと柏崎氏は期待する。日本が、民族的な日本人以外をも含めた日本人という、ハイフンつきアイデンティティを認めるような社会になれば、象徴的エスニシティが肯定的な意味で評価できるのではないかとの指摘である。これまで、社会の主流の側とそうでない側を分ける軸が作用することで、マイノリティのエスニシティは「異なる」ものではなく「劣る」ものと認識されてきた。多文化主義は、差異を序列化しないことで、対等な関係を築こうとしたものであるが、日本の課題は、差異の序列化を取り払う前に、まず日本人の中に差異が存在することを認めるところから始まらなくてはならないのだろう。

4. 一つの世界とともに生きることを学ぶ——滞日外国人と多文化共生

山下報告は、日本の多文化共生政策を、欧米の多文化主義と対比しながら批判的に論じている。まず多文化共生という言葉が、1990年代はじめに外国人居住者の多い川崎市で用いられ始め、阪神・淡路大震災後の外国人被災者支援で全国に広まり、行政用語として定着したという経緯が概観される。山下氏は、総務省の報告書が定義する多文化共生が、「地域」が強調され国家としての責任が回避される、「外国人」というカテゴリーで差異化することが差別につながる、うわべだけの文化理解に留まる、社会統合の問題を回避している、という問題点を内包すると指摘する。つまり、日本の多文化共生は、欧米の多文化主義とは似て非なるものである、と理解される。

山下氏は、こうした理念のレベルの問題とは異なる次元で、多文化な空間としてのオオクボ（新宿区大久保）を、日本人と外国人が、お互いがお互いを必要にするから成り立つ多文化共生の実例として紹介する。そうした現実を踏まえた上で、山下氏は日本において非日本人の人権保障が欠落している点、その人権を核心とする民主主義において、政治だけでなく文化（文化資源・文化資本）が基本的な要素をなしている点、そして多文化主義における文化とは自己実現の潜在能力として理解されるべきである点を指摘する。

「欧米」の多文化主義にも多様性があるであろうし、外国人というカテゴリー以前に、日本人の中にも、ダブルを含めて文化的な多様性がある。報告の中で展開される日本の現状批判と欧米の多文化主義の議論が、さらに精緻なものになることが期待される。また、柏崎報告でも触れられている点であるが、EU市民権であれ、地域住民の権利であれ、外枠を全く規定せずに市民権を定義することは難しい。日本において、どのような枠組みで市民権を論じていくのか、まさに展開されている外国人参政権問題もよい事例となるであろう。

現実を把握することは非常に重要であるが、例えばオオクボのようにお互いを必要として初めて多文化共生が実現するのであれば、日本全体でそのような状態が認識されるにはかなりの時間が必要になるだろう。現実が理念を生むのか、理念が現実を生むのか、というニワトリと卵の議論は不毛であろうが、日本がどのような社会でありたいかという共通の理念を見出すことで、外国人集住地区ではない山村であっても、外国人住民の権利が尊重されるようになるのではないだろうか。例えば、豊中市では外国にルーツを持った人びとが多文化の子どもたちのいる教室に向いて、異なることを尊重することの意味を伝えようと試みている。

そのためにも、山下氏が最後に主張する人間として共感すること、他者の立場に立つ想像力を養うことはとても重要である。特に、自らがマイノリティの立場に立つ経験が少ない日本社会の主流にある人びとには、ぜひとも国外に出るなどして自らがマイノリティであることを経験することを勧めたい。教わるのではなく、内側から他者への想像力が生まれることが、人間としての共感につながるのではないだろうか。

おわりに——環太平洋地域の移動する人びとの権利をどう論じるか

環太平洋地域の人の移動は、今日の世界における人の移動の中でも、その多様性と人数において群を抜いている。こうした人の移動は、グローバルな経済的要因だけではなく、

受け入れ側の移民に対する理念によっても、促進あるいは抑制されている。またユー報告にあったように、移動する人びと自身の戦略的な選択によっても、移動の形態が変わってくるのがわかる。

そうした移動する人びとの主体性は、受け入れ社会ではどのように理解されているのだろうか。例えば難民の場合は、移動の過程においては主体性を持ちえない場合がほとんどであろうが、最終的にどこに定住するかを含めて、全く主体性を奪われているとは限らない。さらに、自らの意思で移動する人びとに関しても、移動する人びとの側にたった語りはまだまだ少ない。社会の中で周縁化されていたり、同化が期待されていたり、受け入れ社会のニーズから移動する人びとが語られている場合が多い。移動する人びとの主体性がさらに語られるようになれば、受け入れ社会も彼らの選択をより理解できるのではないだろうか。

市民であることは、いくつかの報告の中で触れられたように、法的地位の問題を超えた、仲間意識や文化の対等性をも含む、広がりのある概念である。しかし、多文化共生を実質化する上で、EUがその先例になるのかどうかには疑問が残る。民主的な政体は、その正統性を人びとから与えられることで、人びとを実効的に統治している。そもそも誰が構成員であるかを特定しない形で市民であることを論じることが本当に可能であろうか。しかし、同時に誰かが常に構成員である・ない、という静的な線引きも、不可能かもしれない。国民という線引きで分けられた内と外の人びとが一緒になって、誰が構成員であることが望ましいか論じる中で、動的に新しい枠組みを形成していけるという議論もある。¹⁾

環太平洋地域で見ると、日本よりさらに単一民族としての意識が強かった韓国では、急速な外国人人口の増加に伴い、一歩先に外国人地方参政権が認められている。しかし、その多文化政策は多文化化を認めるというよりも、韓国人としての同化政策の色合いが強いとも言われる。²⁾ それにもかかわらず、欧米諸国とは異なる文化的背景を持つ国で、普遍的人権として周縁の人びとの包摂が行なわれていることは、注視しなくてはならない動向であろう。

日本が進むべき方向については、批判のための批判でもなく、また政治への責任転嫁でもなく、日本に住む私たち一人一人が真摯に議論していかななくてはならない。

¹⁾ Seyla Benhabib, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens* (Cambridge and New York: Cambridge University Press, 2004).

²⁾ 宣元錫「動き出した韓国の移民政策」『世界』797号（2009年）、239-250頁。